

令和元年9月定例議会 議案概要			担当課	子育て応援課	種別	条例
議案番号	議案第69号	議案名	琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について			
目的	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第50号)の施行(平成31年4月1日)に伴い、所要の改正を行うもの。					
内容	<p>1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準</p> <p>放課後児童クラブの質の確保の観点から、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2第1項及び第2項の規定に基づき、省令を踏まえ、条例で基準を定めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>児童福祉法(抜粋)</p> <p>第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。</p> <p>2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> </div> <p>2 改正の概要</p> <p>放課後児童支援員の要件である放課後児童支援員認定資格研修について、「都道府県知事が行う研修」に「指定都市(政令指定都市)の長が実施する研修」を追加するもの。</p>					
補足事項	施行日 公布の日					